

次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づく 国立大学法人茨城大学行動計画

〔平成28年 3月 7日〕
学 長 決 定

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第 120号）第12条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学に勤務する教職員が仕事と子育てを両立し、その能力を十分に発揮できるように雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年 4月 1日から平成30年 3月31日までの 2年間

2 内 容

目標 1：計画期間内の育児休業の取得を次の水準以上とする。

男性教職員・・・1人以上

女性教職員・・・取得率80%以上

〈対策〉

- 平成28年 4月～ 男性の育児休業取得を促進するため施策を検討、実施する。
- 平成28年 4月～ 妊娠中の女性教職員に対し、各種両立支援制度について周知を徹底する。

目標 2：妊娠中又は子育てを行う教職員の仕事と家庭生活との両立を支援するための制度の拡充を図る。

〈対策〉

- 平成28年 4月～ 教職員のニーズを踏まえ制度の拡充を検討し、実施する。
- 平成29年 4月～ ワーク・ライフ・バランス支援ハンドブックの見直しを行い、教職員に周知する。

目標 3：毎週金曜日を定時退勤日（ノー残業デー）とする。

〈対策〉

- 平成28年 4月～ 定時退勤日（ノー残業デー）に全教職員にメールにて周知を図る。